

改 正	現 行
<p>3 評定の方法は別に定める運用により行うものとし、その結果は別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。</p> <p>（評定の時期）</p> <p>第6条 第1評定及び第2評定は <u>竣工</u>、<u>一部竣工又は契約解除</u>したときに行うものとし、第1評定者及び第2評定者は <u>竣工</u> 検査の前日までに契約権者（知事、教育長、警察本部長については対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長とする。）の確認を受けるものとする。なお、建設事務所の公所長は、准公所が所掌する工事の第1評定及び第2評定を当該准公所長に確認させることができる。</p> <p>2 第3評定は <u>竣工</u> 検査（ただし、既済部分検査及び中間検査を除く。）を実施したときに行うものとし、第3評定者は <u>竣工</u> 評定表等について出納局工事検査課長の確認を受け、出納局工事検査課長は評定結果を契約権者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知は、検査を実施した日から30日以内に行わなければならない。</p> <p>（評定点の通知）</p> <p>第7条 契約権者は、出納局工事検査課長から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の受注者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>2 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。</p> <p>2 前項により当該評定を修正した場合は、その評定表等を速やかに総務部入札監理課長及び出納局工事検査課長に報告しなければならない。</p> <p>（説明請求等）</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。</p>	<p>3 評定の方法は別に定める運用により行うものとし、その結果は別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。</p> <p>（評定の時期）</p> <p>第6条 第1評定及び第2評定は <u>工事が竣工したとき又は</u> <u>一部竣工</u> <u>したとき</u>に行うものとし、第1評定者及び第2評定者は <u>当該工事の竣工検査又は一部竣工</u> 検査の前日までに契約権者（知事、教育長、警察本部長については対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長とする。）の確認を受けるものとする。なお、建設事務所の公所長は、准公所が所掌する工事の第1評定及び第2評定を当該准公所長に確認させることができる。</p> <p>2 第3評定は <u>当該工事の</u> 検査（ただし、既済部分検査及び中間検査を除く。）を実施したときに行うものとし、第3評定者は <u>当該工事の</u> 評定表等について出納局工事検査課長の確認を受け、出納局工事検査課長は評定結果を契約権者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知は、検査を実施した日から30日以内に行わなければならない。</p> <p>（評定点の通知）</p> <p>第7条 契約権者は、出納局工事検査課長から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の受注者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>2 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。</p> <p>2 前項により当該評定を修正した場合は、その評定表等を速やかに総務部入札監理課長及び出納局工事検査課長に報告しなければならない。</p> <p>（説明請求等）</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。</p>

【福島県請負工事成績評定要綱】新旧対照

改 正	現 行
<p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第10条 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2により回答するものとする。</p> <p>2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めるものとする。</p> <p>3 前項の工事成績評定評価委員会は、農林水産部においては別紙1及び別紙2、土木部においては別紙3及び別紙4に定める規則に基づき設置するものとする。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。</li> <li>2 農林水産部請負工事成績評定要領（平成16年7月1日改正）は廃止する。</li> <li>3 土木部請負工事成績評定要領（平成15年4月1日改正）は廃止する。</li> <li>4 農林水産部及び土木部の請負工事成績評定通知実施要領（平成15年4月1日改正）は廃止する。</li> <li>5 この要綱は平成21年1月1日から適用する。</li> <li>6 この要綱は平成23年6月1日から適用する。</li> <li>7 この要綱は平成23年7月1日から適用する。</li> <li>8 この要綱は平成24年2月1日から適用する。</li> <li>9 この要綱は平成25年4月1日から適用する。</li> <li>10 この要綱は平成26年4月1日から適用する。</li> <li>11 この要綱は平成29年1月1日から適用する。</li> <li>12 この要綱は令和2年9月16日から適用する。</li> <li>13 この要綱は令和3年4月1日から適用する。</li> <li>14 この要綱は令和5年4月1日から適用する。</li> <li>15 この要綱は令和6年4月1日から適用する。</li> <li><u>16 この要綱は令和8年6月1日から適用する。</u></li> </ol>	<p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第10条 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2により回答するものとする。</p> <p>2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めるものとする。</p> <p>3 前項の工事成績評定評価委員会は、農林水産部においては別紙1及び別紙2、土木部においては別紙3及び別紙4に定める規則に基づき設置するものとする。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。</li> <li>2 農林水産部請負工事成績評定要領（平成16年7月1日改正）は廃止する。</li> <li>3 土木部請負工事成績評定要領（平成15年4月1日改正）は廃止する。</li> <li>4 農林水産部及び土木部の請負工事成績評定通知実施要領（平成15年4月1日改正）は廃止する。</li> <li>5 この要綱は平成21年1月1日から適用する。</li> <li>6 この要綱は平成23年6月1日から適用する。</li> <li>7 この要綱は平成23年7月1日から適用する。</li> <li>8 この要綱は平成24年2月1日から適用する。</li> <li>9 この要綱は平成25年4月1日から適用する。</li> <li>10 この要綱は平成26年4月1日から適用する。</li> <li>11 この要綱は平成29年1月1日から適用する。</li> <li>12 この要綱は令和2年9月16日から適用する。</li> <li>13 この要綱は令和3年4月1日から適用する。</li> <li>14 この要綱は令和5年4月1日から適用する。</li> <li>15 この要綱は令和6年4月1日から適用する。</li> </ol>